

佐久市国民健康保険 財政健全化計画

計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度

平成 28 年 1 月

佐久市 市民健康部 国保医療課

目 次

1	策定の趣旨	1
2	国保を取り巻く状況（国・県の動向）	1
3	佐久市国保の現状及び今後の見込み	3
4	佐久市国保の課題	9
5	財政健全化のための取組み	10
6	おわりに	17

1 策定の趣旨

佐久市の国民健康保険は、高齢化の進行や医療の高度化等により保険給付費は右肩上がりで増大する一方、被保険者は年々減少傾向にあり、低所得者の加入割合が高まるなどにより、国保税の伸びを見込むことが一段と厳しくなっている。

平成 27 年度においては、7 年ぶりとなる国保税率等の見直しを行ったところであるが、歳出面では、佐久医療センターの開院に代表される地域の医療環境の急速な変化等により、平成 26 年度の後半に引き続き、保険給付費が大幅に伸びる一方、歳入面では、平成 26 年の豪雪災害の影響などにより、保険給付費の伸びに見合う財源の確保が難しい状況にある。

このことにより、平成 27 年度の佐久市国民健康保険財政は、平成 26 年度に引き続き、逼迫した厳しい状況が続くとともに、平成 28 年度以降においても収支のバランスをとることが難しい状況が見込まれる。

このため、本市の国民健康保険を将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険制度としていくために、財政健全化に向けた計画的な取り組みができるよう、財政健全化計画を策定するものである。

なお、本計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とし、財政健全化の取り組みは、平成 27 年度から実施する。

また、今後も国・県の動向を注視しながら、医療費の縮減・収納率向上対策を含めた財政健全化計画は 5 年毎に作成、中間での見直しを行うこととし、国保財政収支の推計は毎年度行うこととする。

2 国保を取り巻く状況（国・県の動向）

(1) 県と市町村の国保運営（平成 30 年 4 月）

平成 27 年 5 月 27 日に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度から都道府県が、市町村とともに国保の運営を担うとされた。

具体的な制度や運用の詳細については、厚生労働省が設置する国保基盤強化協議会において検討し、順次具体化を図るとしており、長野県では、市町村国保広域化等検討委員会等において課題解決に向けた検討を行うこととしている。

(2) 診療報酬の改定等（平成 28 年 4 月予定）

平成 28 年度診療報酬改定において、診療報酬本体+0.49%（医科+0.56%、歯科+0.61%、調剤+0.17%）、薬価△1.22%、材料価格△0.11%。

別途、外枠で、医薬品価格の適正化、大型門前薬局等に対する評価の適正化などの制度改革が予定されている。

(3) 賦課限度額の引上げ（平成 28 年 4 月予定）

基礎課税額は 54 万円（現行：52 万円）、後期高齢者支援金課税額は 19 万円（現行：17 万円）に引き上がり、合わせての賦課限度額総額は 73 万円（現行：69 万円）となる予定である。なお、介護納付金課税額は 16 万円のみである。

(4) 国保税軽減判定所得基準額の引上げ（平成 28 年 4 月予定）

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 26.5 万円（現行：26 万円）に、
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 48 万円（現行：47 万円）に引き上げられる予定である。

(5) その他の改正

① セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチ OTC 薬控除（医療費控除）の創設（平成 29 年 1 月予定）

ア 健康の維持増進及び疾病の予防へ一定の取組み^{※1}を行う個人

イ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品^{※2}の購入の対価を支払った場合

ウ その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分を除く。）の合計額が 1 万 2 千円を超えるとき

エ その超える部分の金額（その金額が 8 万 8 千円を超える場合には 8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除する（国税・地方税とも）。

オ なお、この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※1 「一定の取組み」とは、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。

※2 「一定のスイッチ OTC 医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。

〈『平成 28 年度税制改正の大綱』（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）より〉

② 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大（平成 28 年 10 月予定）

ア 週労働時間 20 時間以上、月額 8.8 万円以上、勤務期間 1 年以上（学生は除外）、従業員 501 人以上が要件。

イ この拡大により、国保の被保険者から被用者保険の被保険者となる方がおり、国保では被保険者数の減、被用者保険では被保険者数の増が見込まれている。

3 佐久市国保の現状及び今後の見込み

(1) 佐久市国保の現状

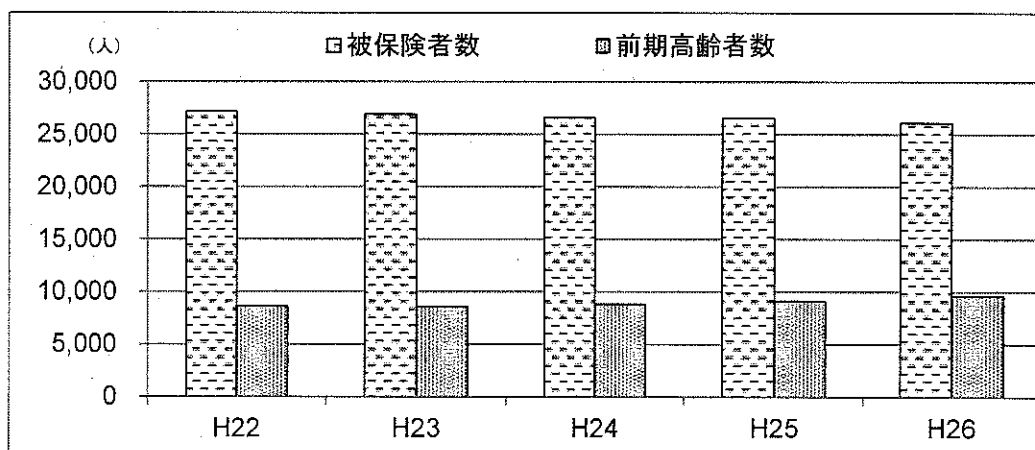
① 被保険者数の推移及び前期高齢者（65歳以上）の占める割合

被保険者数が減少傾向にあるのに対し、前期高齢者数は増加傾向にあり、その占める割合は、年々高くなっている。

(単位：人・%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
被保険者数	27,158	26,872	26,617	26,520	26,101
前期高齢者数	8,622	8,574	8,821	9,133	9,619
前期高齢者の 占める割合	31.7	31.9	33.1	34.4	36.9

※被保険者数等は「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」による。



② 医療費の推移

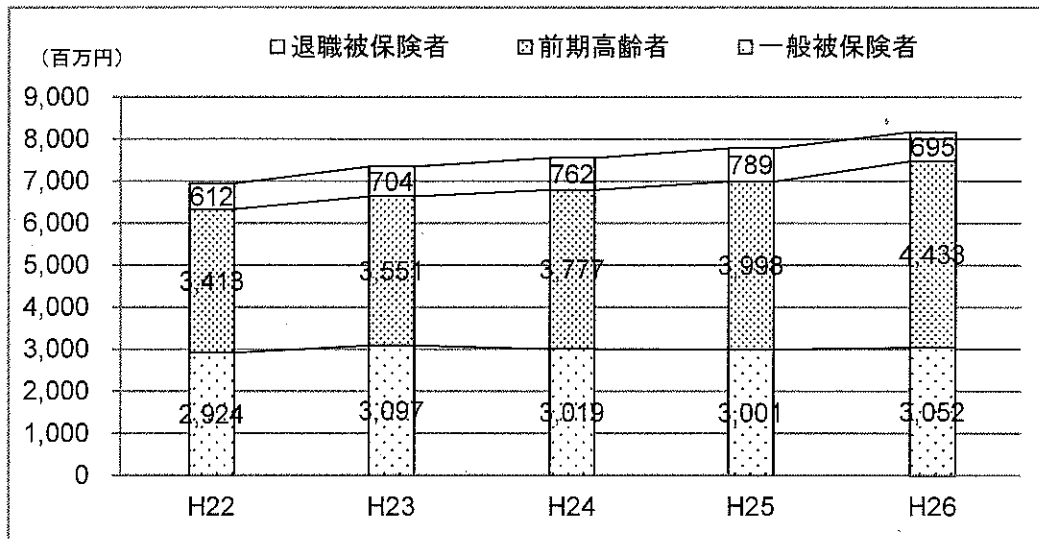
ア 総医療費

佐久市国保の医療費は増加が続いており、平成26年度の全体医療費は前年度に比べ5.0%増加し、前期高齢者に係る医療費については10.9%増加している。

また、今後も増加することが見込まれる。(伸率は、対前年度比)

(単位：百万円・%)

区 分	H22		H23		H24		H25		H26	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
全 体 A+B+C	6,949	7,352	5.8	7,558	2.8	7,788	3.0	8,180	5.0	
一 般 A	2,924	3,097	5.9	3,019	△2.5	3,001	△0.6	3,052	1.7	
前期高齢 B	3,413	3,551	4.0	3,777	6.4	3,998	5.9	4,433	10.9	
退 職 C	612	704	15.0	762	8.2	789	3.5	695	△11.9	



イ 一人当たり医療費

佐久市国保の平成26年度被保険者一人当たり医療費は、313,398円であり、全国平均を下回っているが、伸率は全国平均を大きく上回る状況にある。

また、平成26年度退職被保険者一人当たり医療費は、前年度と変わらないものの、被保険者全体、一般被保険者及び前期高齢者は、引き続き増加している。

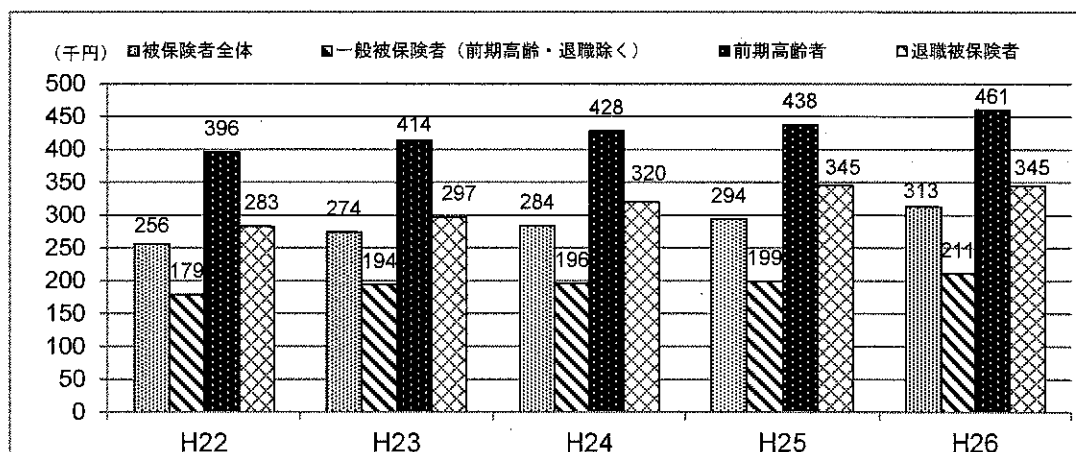
(ア) 全国と佐久市国保の一人当たり医療費推移比較 (単位：千円・%)

区分	全 国		佐久市国保	
	1人当たりの年間医療費	伸率 (前年度比)	1人当たりの年間医療費	伸率 (前年度比)
H22	286	—	256	—
H23	296	3.4	274	7.0
H24	301	1.9	284	3.6
H25	308	2.4	294	3.5
H26	314	2.0	313	6.5

※全国の数値は厚生労働省「医療費の動向 表2-1 1人当たり医療費の推移」による。

※佐久市国保の数値は「国民健康保険事業状況報告書(事業年報)」による。

(イ) 階層別一人当たり医療費の推移



③ 世帯の総所得金額階層別状況

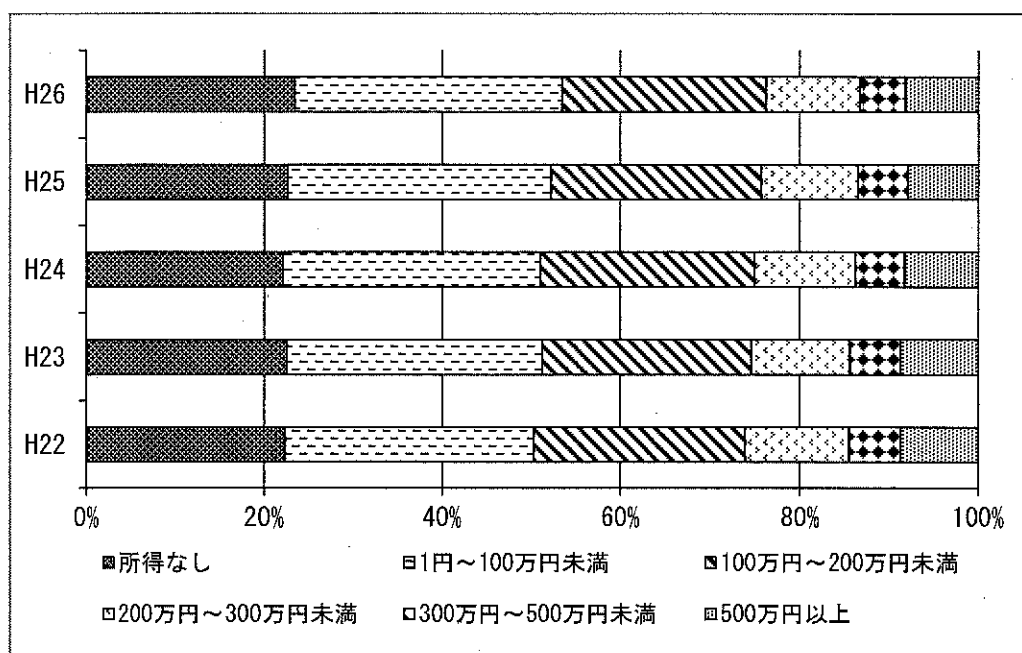
平成22年度からの推移をみると、所得なし、1万円～100万円未満、100万円～200万円未満の階層に占める世帯が増加傾向にある一方で、200万円以上の各階層に占める世帯は減少傾向にある。

平成26年度の状況は、100万円未満の世帯が約53%、200万円未満の世帯では約76%の構成割合となっている。

(単位：%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
所得なし	22.3	22.5	22.0	22.6	23.3
1万円～100万円未満	28.0	28.7	29.0	29.7	30.1
100万円～200万円未満	23.6	23.3	23.8	23.4	22.8
200万円～300万円未満	11.6	11.1	11.3	10.8	10.5
300万円～500万円未満	5.8	5.7	5.6	5.6	5.2
500万円以上	8.7	8.7	8.3	7.9	8.1

※総所得金額とは、収入から必要経費（給与控除、公的年金控除等）を差し引いたもので、各種所得控除（扶養、配偶者、社会保険料、生命保険料等）前の金額をいう。



(2) 佐久市国保のこれまでの収支等

① 歳入歳出決算額の推移

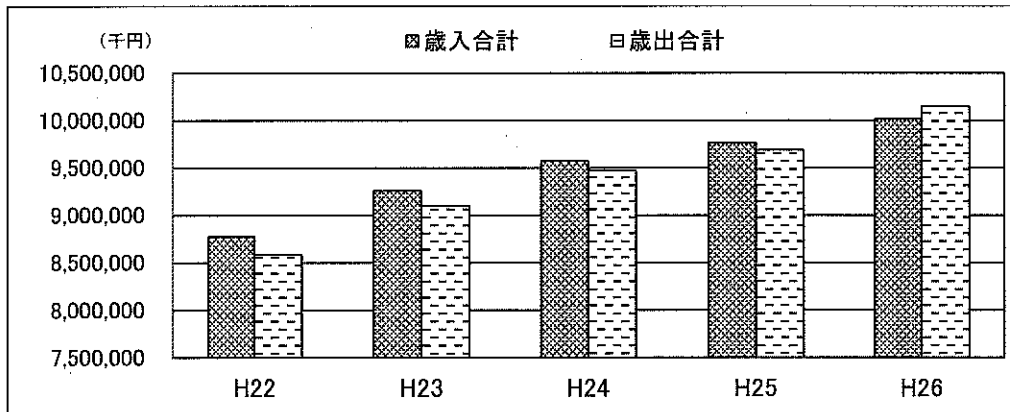
平成20年度の国保税率等の見直し以来、平成26年度まで税率等を据え置いたまま財政運営を行ってきた。その間、景気の低迷等により、国保税の調定額はほぼ横ばいを続ける一方、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の義務的歳出額は伸びてきた。

このことにより、国保会計における単年度の収支は、国保事業基金を取り崩すなどにより決算してきたところであるが、平成26年度は残りの基金全額を繰り入れても、歳入が不足する状況となり、平成27年度会計からの繰上充用を行った。

ア 決算額の推移

(単位：千円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
歳入合計	8,775,620	9,259,512	9,574,946	9,767,078	10,016,263
歳出合計	8,587,058	9,101,560	9,472,172	9,690,287	10,147,949
歳入歳出差引額	188,562	157,952	102,774	76,791	△131,686



※歳入合計は繰越金、基金繰入金を含む。

② 国保税調定額及び収入額の推移

調定額の傾向は、被保険者の減少による影響が大きく逡減傾向にある。

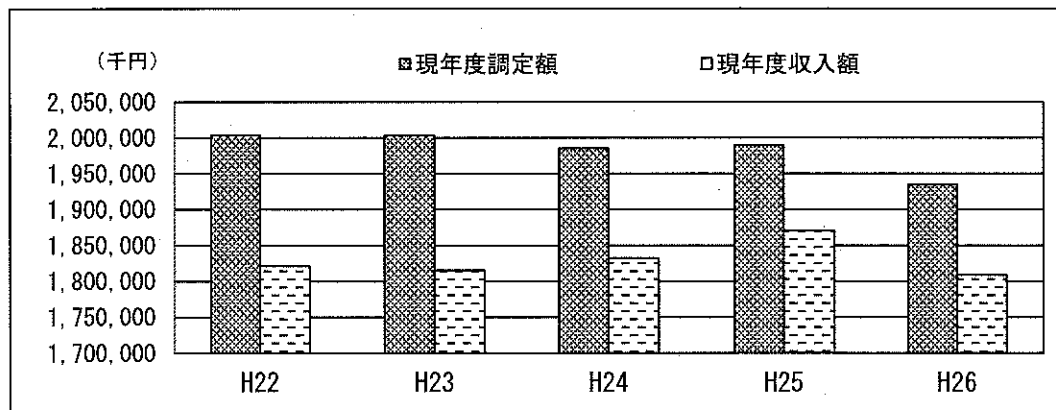
収入額の傾向は、収納対策等の強化により、ほぼ横ばいである。

ア 国保税現年度分の調定額と収入額の推移

(単位：千円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
現年度調定額	2,004,002	2,003,154	1,985,593	1,990,065	1,934,839
現年度収入額	1,821,084	1,815,486	1,832,251	1,870,715	1,808,741

※数値は、各年度決算時による。

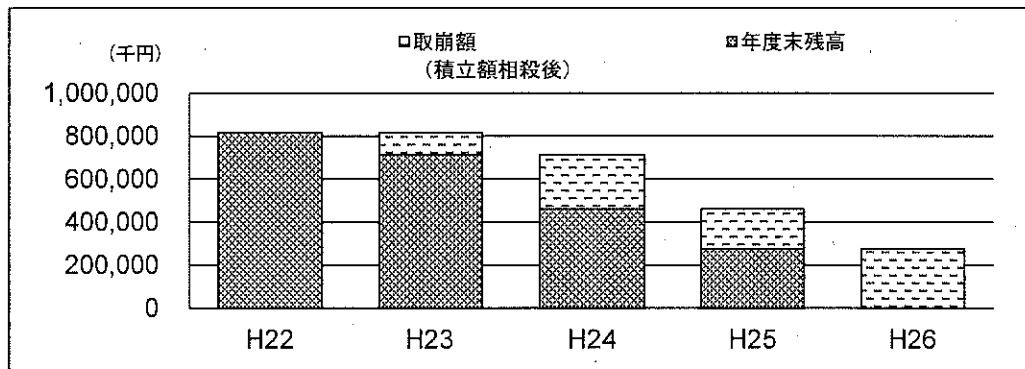


③ 基金の推移

平成 18 年度末に約 15 億円積み立てられていた佐久市国民健康保険事業基金は、平成 19 年度から毎年度、取崩額が積立額を上回り、平成 26 年度において残高が無くなった。

(単位：千円)

区 分		H22	H23	H24	H25	H26
前年度末残高	A	972,911	817,569	715,650	461,900	276,562
取崩額	B	158,823	103,528	254,864	185,338	276,951
積立額	C	3,481	1,609	1,114	0	389
年度末残高	A-B+C	817,569	715,650	461,900	276,562	0

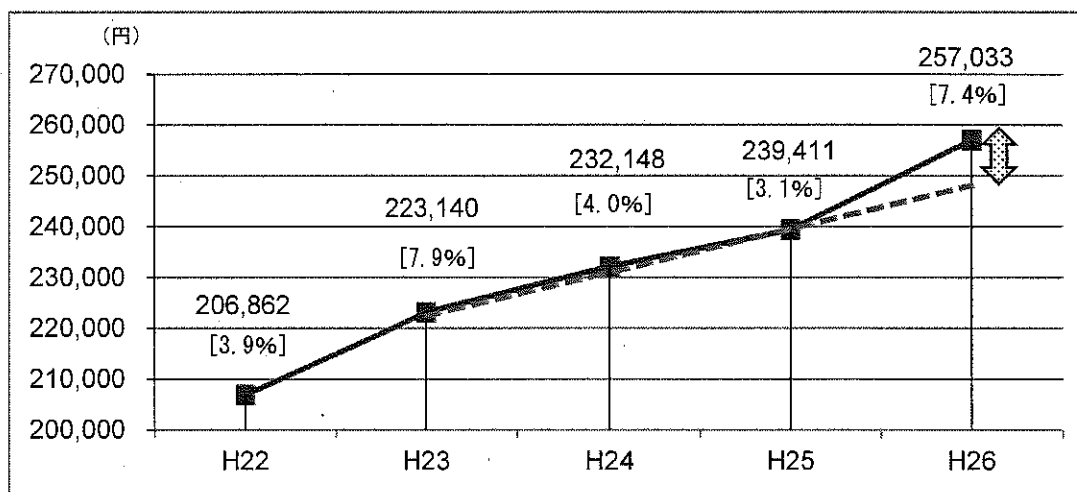


④ 一人当たり保険給付費(療養給付費・療養費・高額療養費)の推移

一人当たりの保険給付費は年々伸びており、平成 26 年度は、医療環境の変化等に伴い、過去 2 年に比し大幅な伸びとなった。

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
一人当たり保険給付費(円)	206,862	223,140	232,148	239,411	257,033
保険給付費(千円)	5,617,946	5,996,201	6,179,068	6,349,161	6,708,813
被保険者数(年度平均)(人)	27,158	26,872	26,617	26,520	26,101

※保険給付費及び被保険者数(年度平均)は、各年度「国民健康保険事業状況報告書(事業年報)」より抽出



(3) 今後の収支推計

国保財政は、医療費の変動、被保険者数の増減などによって、療養給付費、国庫支出金、療養給付費等交付金など不確定要素が多いため、主に過去の数値や増加率等で今後の推計を算出している。国保財政の収支推計を行うに当たって仮定（想定）した主なものは下記のとおりである。

推計の結果、平成27年度以降も収支不足が続く見込みである。

① 今後の収支推計の主な仮定（想定）

ア 平成27年度以降の被保険者数は次のとおり推計した。

(単位：人・%)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	H32
被保険者数	25,224	24,468	23,908	23,552	23,394	23,236
前期高齢者数	9,940	10,233	10,505	10,707	10,759	10,989
前期高齢者の 占める割合	39.4	41.8	43.9	45.5	46.0	47.3

イ 平成27年度以降の歳入について、国保税率等の見直しによる税増収、一般会計からの基準外の繰入及び借入は考慮していない。

ウ 平成27年度以降の一人当たり保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の対前年度伸率は次のとおり想定した。

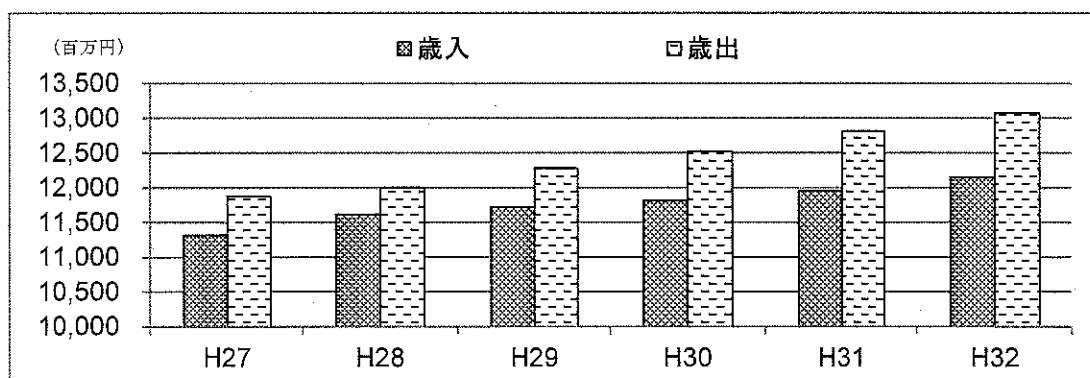
(単位：%)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	H32
対前年度伸率	6.6	5.0	4.0	3.0	3.0	3.0

② 今後の収支推計

(単位：百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳 入	11,315	11,617	11,723	11,815	11,953	12,148
歳 出	11,877	12,004	12,278	12,525	12,811	13,074
歳入歳出差引額	△562	△387	△555	△710	△858	△926



4 佐久市国保の課題

佐久市国保財政は、歳出面では、高齢化の進行や佐久医療センターの開院に代表される地域の医療環境の急速な変化等により保険給付費が大幅に伸びる一方、歳入面では、被保険者の減少、低所得者の加入割合の増加などにより、国保税の伸びを見込むことが一段と厳しくなっていることなどから、保険給付費の伸びに見合う財源の確保が難しい状況にある。

このことにより、平成 27 年度の佐久市国保財政は、平成 26 年度に引き続き、収支のバランスをとることが難しい状況が見込まれており、さらに、平成 28 年度以後についても同様の傾向が続くものと考えられる。

このような中、市は、保険者として、国民皆保険制度の根幹でもある国民健康保険を維持していかねばならない。

そのためには、佐久市国民健康保険に加入されている方をはじめ、加入されていない方を含む多くの市民のご理解とご協力をいただきながら、財政健全化に向け全力で取り組んでいかねばならない。

佐久市国保における財政健全化に向けた主な課題は、次のとおりである。

(1) 歳出（保険給付費）の縮減

- ① ジェネリック医薬品の使用促進強化
- ② 糖尿病性腎症等の重症化予防の強化
- ③ 早期発見、早期治療の促進強化
- ④ 生活習慣病の改善の強化

(2) 歳入の確保

- ① 収納対策の強化
- ② 税率等の見直し
- ③ 新たな歳入の確保

5 財政健全化のための取組み

佐久市国民健康保険を将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険制度としていくため、次の財政健全化のための取組みを実施する。

(1) 医療費（保険給付費）の縮減及び国保税の収納率向上

医療費（保険給付費）の縮減及び国保税の収納率向上については、これまでも取り組んできたところだが、国保財政の健全化に向け、次の事項について、取組みの更なる強化を図る。

① ジェネリック医薬品の使用促進強化

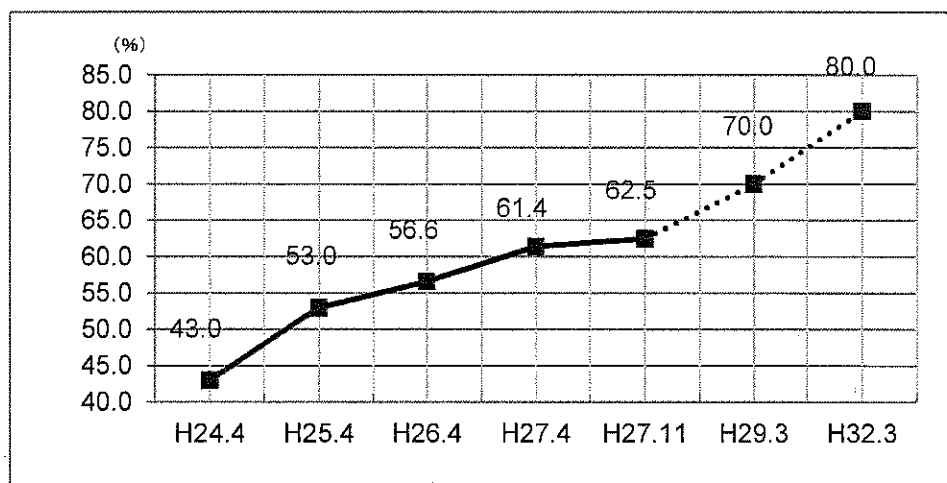
被保険者の立場で減らすことのできる医療費の一つに、「ジェネリック医薬品の使用」がある。ジェネリック医薬品の使用促進は、即効性のある医療費縮減対策の一つであることから、積極的に取り組む必要がある。

佐久市国保におけるジェネリック医薬品の使用率（数量ベース）は、62.5%（平成27年11月現在）と、国の定める『後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ』（平成24年4月・厚生労働省）に掲げられている目標値（平成30年3月末までに60%）は超えているものの、最近の使用率の伸びは停滞している。

また、政府が『骨太の方針2015』の中で、「ジェネリック医薬品の普及目標を2018～20年度末までの間のなるべく早い時期に80%にする」としたことから、今後、国においても使用促進に関する施策を強化するものと考えられる。

佐久市においては、『後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に関する行動指針』（平成27年7月策定）に基づき、使用促進のための取組みを強化する。

(ジェネリック医薬品使用率（数量ベース）の推移)



※点線は目標値（『後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に関する行動指針』より）

ア 平成 27 年度からの新規事業及び強化事業

事業名	事業内容・補足事項
新 先進地への視察	東京都足立区…協議会について 広島県呉市 …差額通知について
利用差額通知の 発送	8月、2月 40歳以上から20歳以上に対象年齢拡大 差額300円以上
新 行動指針の策定	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に関する行動指針 使用割合目標：H28年度末までに70%以上、H29年度からH31年度末までの早い時期に80%以上
新 アンケートの 実施	ジェネリック医薬品使用に関するアンケート 対象 佐久市内薬局59店 回答数 48店（回収率81.4%）
新 後発医薬品使用 促進懇話会の設置	規約制定 構成員：国保運協委員、医師、薬剤師、市内中核病院等13名以内 第1回懇話会開催
新 講演会の開催	市内医療機関・薬局等対象 講師 厚生労働省担当者
新 陳情	長野県議会 県民文化福祉委員会（H27年7月31日） ジェネリック医薬品の使用促進について
新 各種啓発活動	パンフレット、のぼり旗、エプロン作成等 各種会議・イベント等での啓発

※新は新規事業

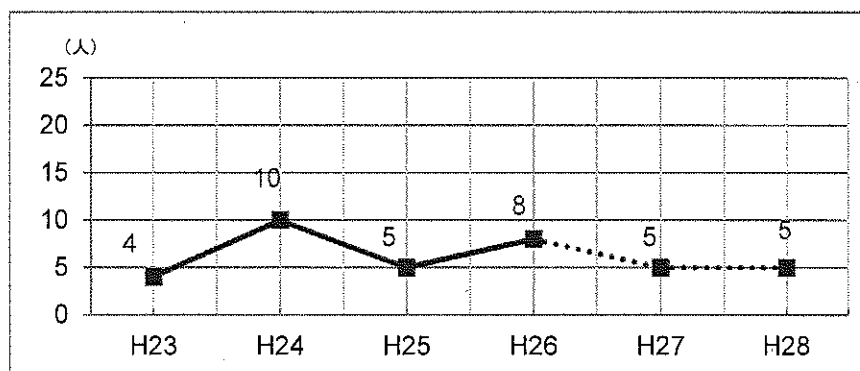
② 糖尿病性腎症等の重症化予防の強化

近年、糖尿病性腎症を原因とする新規透析導入患者が増え、今後も増加していくことが予想される。

人工透析には、一人当たり年間約600万円の医療費が必要とされ、透析患者の増加は、保険給付費増加の一因となることが考えられる。

しかし、厳格な血糖と血圧管理により、糖尿病腎症の発症を抑制できることは明らかであることから、佐久市国保では、『佐久市国民健康保険事業実施計画（佐久市国保データヘルス計画）』及び『慢性腎臓病（CKD）予防に向けた計画書』に基づき、糖尿病性腎症等の重症化予防のための取組みを強化する。

（糖尿病性腎症による新規透析導入患者の推移）



※点線は目標値（『第2期佐久市特定健康診査等実施計画』より）

ア 平成 27 年度からの新規事業及び強化事業

事業名	事業内容・補足事項
新 重症化予防対象者の明確化	検診受診状況、レセプトデータから抽出
新 訪問指導等の実施	主治医からの情報、特定健診結果をもとにした対象者 31 名
新 保健指導等の実施	直近 1~2 か月の平均血糖値が高い方で、内科未受診の方や腎機能低下がみられる方 対象者 47 名
講演会の開催	一般市民向け・ハイリスク者向け
保健指導者のスキルアップ	保健指導者対象 事例検討会、医師による講義、講演会等の開催・参加

※新は新規事業

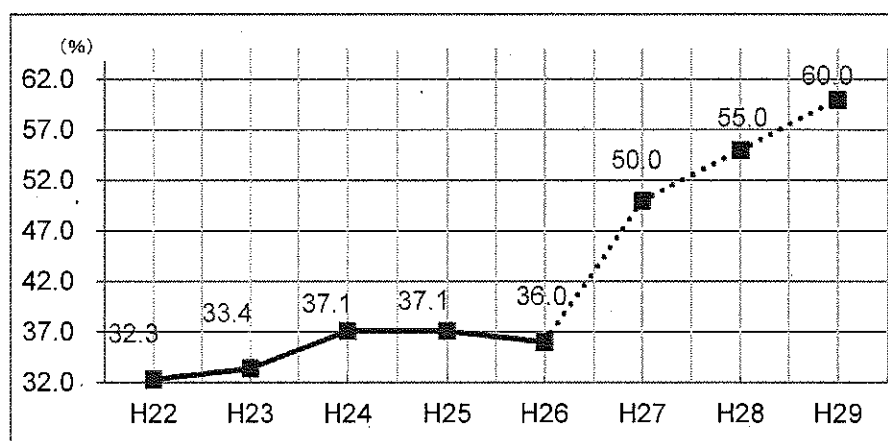
③ 早期発見、早期治療の促進の強化

疾病の早期発見、早期治療を促進するためには、「自分の健康は自分でつくる」という考えから、被保険者の皆さんに自主的に健診を受けていただき、健康づくりに関する意識の向上を図ることが必要である。

佐久市国保の特定健診受診率は、低い状況にあることから、『第 2 期佐久市特定健康診査等実施計画』に基づき、受診率向上のための取組みを強化する。

また、特定健診に限らず、特定保健指導や各種がん検診等の受診勧奨の取組みも併せて実施するとともに、疾病が重症化する前の早期治療を促進するための取組みを強化する。

(特定健診受診率の推移)



※点線は目標値（『第 2 期佐久市特定健康診査等実施計画』より）

ア 平成 27 年度からの新規事業及び強化事業

事業名	事業内容・補足事項
受診方法等の周知	個別検診を休日に実施している医療機関の周知

新 各種団体への受診勧奨	各種団体の会議への参加 各種団体広報誌等への健診受診勧奨折込
各種イベント等での受診勧奨	市役所内での健診キャンペーン、健康づくり佐久市民のつどいでのチラシ配布・集団検診申込受付等
新 訪問による受診勧奨	40代、50代で地区を絞り込んだ受診勧奨
精検未受診者への受診勧奨	精密検査未受診者に対し、調査票の送付及び電話による受診勧奨を実施

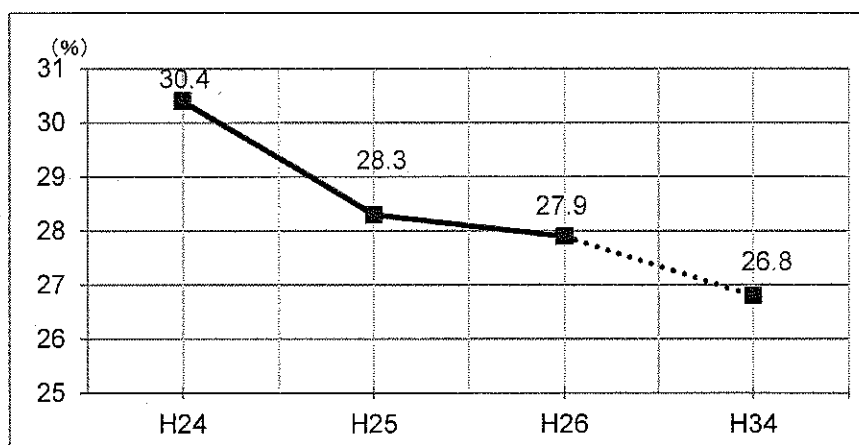
※新は新規事業

④ 生活習慣病の改善の強化

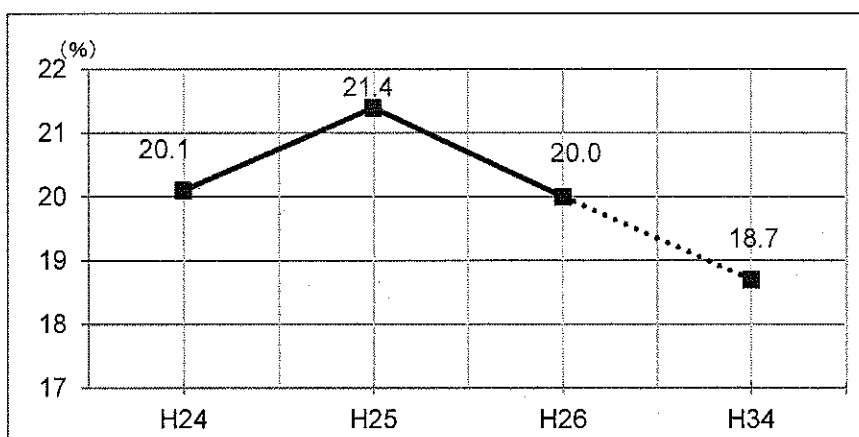
生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、医療費の増加にも大きな影響を与えている。その多くは、不健全な生活の積み重ねによって内臓脂肪型肥満となり、これが原因となって引き起こされるものである。

佐久市では、国保加入者に限らず全市民を対象に、さまざまな健康づくり活動への支援に取り組んでいる。今後は、市民の皆さんが自分で、家族で、グループで、あるいは地域ぐるみで健康づくり活動に参加できる取組みを強化する。

(BMI25以上の人の割合《男性》)



(BMI25以上の人の割合《女性》)



※点線は目標値 (第2次佐久市健康づくり21計画より)

ア 平成 27 年度からの新規事業及び強化事業

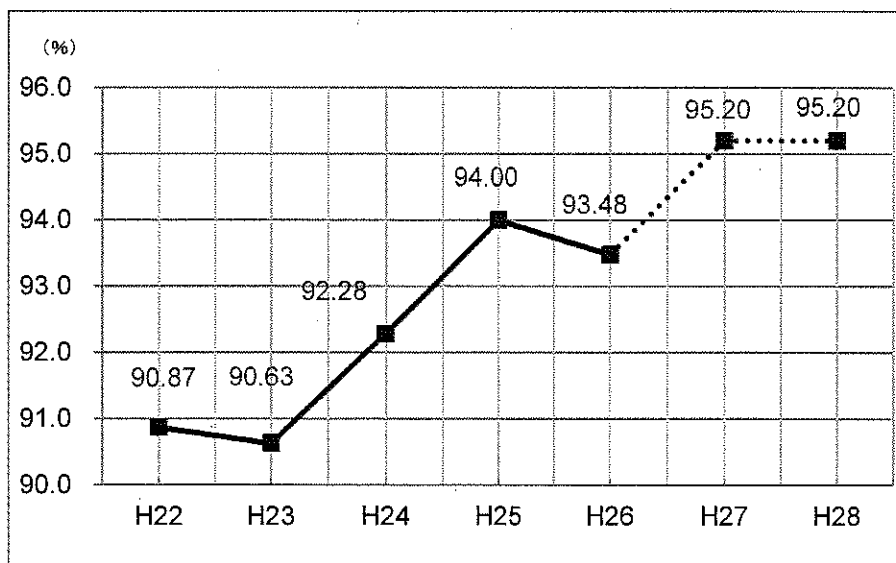
事業名	事業内容・補足事項
ぴんころ食を各世代に推進～BMI25 以上の人の割合の減少～	野菜たっぷり、食材をまんべんなくとれる食事の推進 適塩体験を通じた減塩の推進
	ベジファーストのすすめ
運動マイプラン・プラス 10 運動の推進	運動習慣を身につけ、自分に合った運動に取り組む（運動マイプラン）
	今より 10 分でも多く運動をする（プラス 10 運動）
休養を中心とした健康教育の普及	各事業を通じて、生活リズムを整え、規則正しい生活習慣を心がけられるよう支援
ライフステージを通じた歯の健康づくり	妊娠期から始まる歯や口の健康づくりについて正しい知識の普及
	8020 運動を推進し、生涯自分の歯で食べられるよう支援

⑤ 収納対策の強化

国民健康保険会計の収入は、国保税と国・県などの交付金等の両輪から成り立っており、国保税の未納は、国保運営が成り立たなくなることはもちろんのこと、きちんと納付している被保険者との負担の公平性が保てないこととなる。

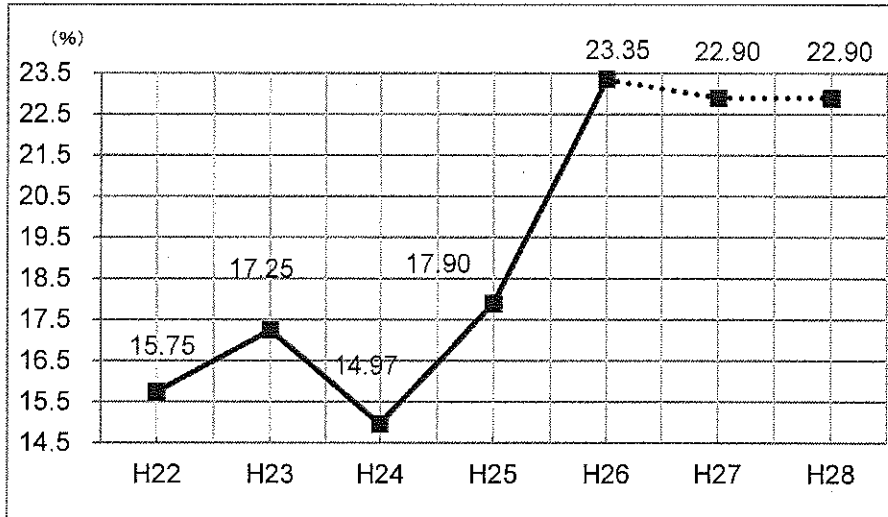
国保税の調定額は、被保険者の減少等により漸減傾向にあることから、収納率向上のための取組みを強化する。

(収納率（現年課税分）の推移)



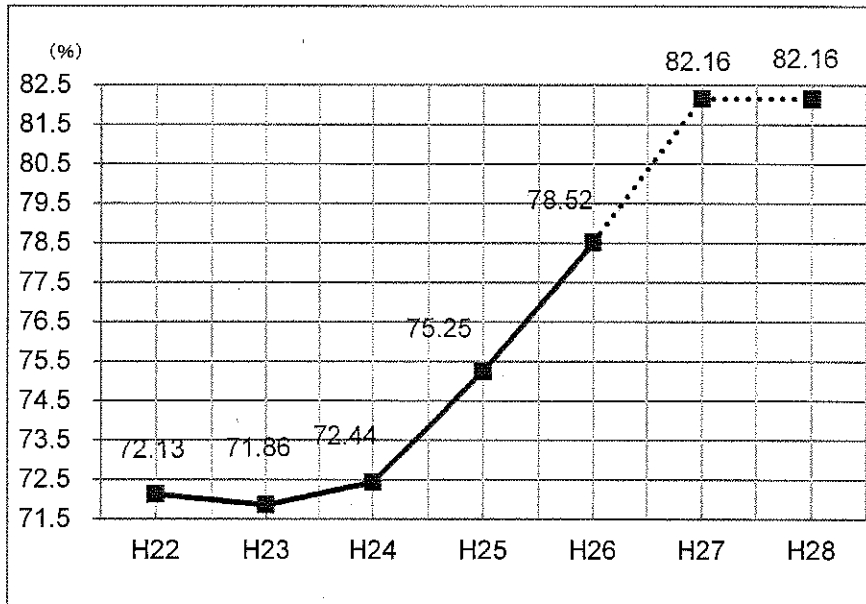
※点線は目標値（平成 27 年度は予算より）

(収納率(滞納繰越分)の推移)



※点線は目標値(平成27年度は予算より)

(収納率(現年課税分+滞納繰越分)の推移)



※点線は目標値(平成27年度は予算より)

ア 平成27年度からの新規事業及び強化事業

事業名	事業内容・補足事項
新 国保税専任徴収員による徴収強化	今年度、新規に国保税専門の徴収員を配置し、訪問・電話勧奨を行い、未納者との早期の折衝を図っている。
夜間休日窓口対応	職員の勤務時間変更や休日窓口での対応により滞納者と折衝を図っている。
利便的な納付の推奨	新規加入時や納付書送付時に口座振替への勧奨を行っている。 コンビニ収納の周知により、納税者の利便性向上を図っている。

国保資格及び国保税賦課の適正化	国保税納税通知書や保険証等返戻による居所不明者を調査し、資格の適正化を図っている。
	所得未申告者へ申告勧奨を行い、賦課の適正化を図っている。
差押処分の実施	徹底した財産調査を行い、預貯金や給与、生命保険等の換価性の高い債権を中心に差押を行っている。
長野県地方税滞納整理機構への移管	大口・徴収が困難な滞納案件を他の地方税と併せ、県の機構に移管し、滞納の解消を図っている。
全庁一斉滞納整理	5月と12月に全庁一斉滞納整理を実施し、滞納の解消に努めている。

※新は新規事業

(2) 国保税率等の見直し

今後は、収支差額が大幅に拡大しないよう、保険給付に見合うバランスのとれた歳入を確保する必要があり、収納対策の強化による税収の確保とともに、特別会計の独立採算の原則に基づき、国保税率等の見直しが急務となっている。被保険者の理解と協力を得ながら、国保税率等の見直しを計画的に行うこととする。

※ 国民健康保険は、市町村が行う公営事業であり、独立した事業の性格を有するため特別会計を設けて、独立採算で経理することになっている。

① 国保税率等の見直しの時期

国保税率等の見直しの時期は、2年に1度を基本とする。ただし、制度改正等に伴い税率等の見直しが必要な場合は行うこととする。

② 本計画期間中の国保税率等の見直しの時期及び方針

財政健全化計画期間である平成28年度から平成32年度までの国保税率等の見直しの予定時期及び方針は、次のとおりとする。

ア 国保税率等の見直しの時期

- ・ 平成29年度
- ・ 平成30年度（国保財政運営県へ移管の制度改正あり：要見直し）
- ・ 平成32年度

イ 国保税率等の見直しの方針

(ア) 被保険者の国保税負担の状況に配慮する。

(イ) 借入金返還必要額を含めて行うものとする。ただし、見直しのない年度において新たに返還を開始しようとする場合は、その前年度の見直しにおいて必要額を含めて見直す。

(ウ) 国保税率等の設定においては、医療給付費等分、後期高齢者支援金分、介護納付金分が、それぞれ歳出に見合った税収入となるよう配慮する。

(3) 一般会計からの基準外の繰入及び借入

今般の佐久市国民健康保険における財政状況の大きな変化は、平成 26 年の豪雪災害による所得の減少と、佐久医療センターの開院などに代表される地域の医療環境の変化が大きな要因となっている。

このような特殊な状況に対し、これまでの一定のルールに基づく基準内の一般会計からの繰入のほかに、新たに、特殊な財政状況等が発生した場合や、税率等の見直しを行ってもなお見込まれる収支不足などへの対応として、一般会計からの基準外の繰入及び借入を導入し、収支バランスをとりつつ、段階的に不足を解消していくこととする。

新たに導入する一般会計からの基準外の繰入及び借入について、別途基準を設け、ルールに基づいた運用を行う。

6 おわりに

市は、保険者として、国民皆保険制度の根幹でもある国民健康保険を維持していかねばなりません。

そのためには、佐久市国民健康保険に加入されている方をはじめ、加入されていない方を含む多くの市民のご理解とご協力が必要です。

今後は、本計画に基づき、財政健全化に向け全力で取り組んでまいりますので、佐久市国民健康保険の現状をご理解いただき、この計画の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

佐久市国民健康保険に加入されている皆さんが、なるべく重篤な疾病にかかることなく健康で生活し、活躍されることが佐久市国民健康保険の財政運営にも、佐久市の将来の発展にもつながっていくものと考えています。

資料 2

佐久市国民健康保険に対する一般会計からの基準外の繰入金及び借入金に係る基準等について（案）

平成 年 月 日

佐久市国民健康保険を将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険制度としていくため、このたび「佐久市国民健康保険財政健全化計画」を策定し、財政健全化に向け計画的な取組みを行うこととしました。

その取組みの一つとして、特別会計の独立採算の原則に基づき、国保税率等の見直しが急務となっています。

しかし、今般の佐久市国民健康保険における財政状況の大きな変化は、平成 26 年の豪雪災害による所得の減少と、佐久医療センターの開院などに代表される地域の医療環境の変化が大きな要因となっています。

このような特殊な状況に対し、これまでの一定のルールに基づく基準内の一般会計からの繰入のほか、新たに、特殊な財政状況等が発生した場合や、税率等の見直しを行ってもなお見込まれる収支不足などへの対応として、一般会計からの基準外の繰入及び借入を導入し、収支バランスをとりつつ、段階的に不足を解消していくことといたします。

そのために、新たに導入する一般会計からの基準外の繰入及び借入について、新たに基準を設け、ルールに基づいた運用を行ってまいります。

一般会計からの基準外の繰入金及び借入金について、下記のとおりその運用又は算出基準等を示します。

記

1 一般会計からの基準外の繰入金に係る基準

(1) 特殊事情による繰入金

- ① 災害、急激な景気変動による税収等の減少又は感染症の流行等の緊急的・一時的な保険給付費の増加による場合

(理由)

災害、急激な景気変動、感染症の流行等の予期し得ない保険料収入不足や給付増といった財政リスクへ対応するため。

(基準)

災害・感染症の指定等の状況、市における交付金・補助金等の対応状況、データによる分析等を総合的に勘案し、客観的に因果関係が認められるとき。

(算定)

客観的データ分析に基づく税金等の減少額又は保険給付費の増加額

② 地域の医療体制の変化などの要因により複数年度にわたり保険給付費が増加した場合

(理由)

医療の高度化等地域の医療環境の急速な変化などにより、保険給付費が急激に増加し、その後も保険給付費の増加が見込まれる中で、対応として、早急な歳入の確保（税率改定による増収）が困難であり、歳入不足が生じる場合の財政リスクへ対応するため。

(基準)

ア 一人当たりの保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の合計額）の対前年度の伸率（％）が、直近過去5か年度における伸率のうち最大及び最少となる年度の伸率を除いた3か年度の平均伸率（以下「基準率」という。）の1.5倍を超える伸率となる年度（以下「初年度」という。）から、「初年度」の基準率を下回る伸率となる年度の前年度まで一般会計からの繰入を行う。

なお、「基準率」及び「基準率の1.5倍を超える伸率」の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

イ この基準は、平成26年度分から適用する。なお、平成26年度分は平成27年度予算に組み入れるものとする。

(算定)

それぞれの年度とその前年度における一人当たりの保険給付費の差額に、「初年度」の伸率から「初年度」の「基準率」を減じた値が「初年度」の伸率に占める割合を乗じ、それぞれの年度における平均被保険者数を乗じて得た額

(2) 激変緩和措置としての繰入金

① 退職者医療制度の廃止に伴う交付金減少に係る緩和措置

(理由)

現在、退職被保険者に係る保険給付費等と前期高齢者に係る保険給付費等に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付金の交付が行われている。

退職被保険者は、65歳の年齢到達とともに前期高齢者に移行している。

その際、退職者医療制度による交付金と前期高齢者医療制度に係る交付金の間に交付率（調整率）に差があり（前期高齢者医療制度に係る交付金の方が低い）、退職者医療制度が段階的に廃止となる平成27年度から平成31年度までの間において、国保財政が急激な収入不足をきたす要因の一つとなっているため。

(基準)

退職者医療制度が段階的に廃止となる平成27年度から平成31年度まで一般会計からの繰入を行う。

(算定)

前年度における退職被保険者に係る療養給付費等交付金の額から当該年度における退職被保険者に係る療養給付費等交付金の額を減じて得た額(減少額)に、退職被保険者に係る療養給付費等交付金と前期高齢者に係る前期高齢者交付金との交付率(調整率)の差を乗じて得た額

(3) 国保税率等の見直しを行う場合の検討事項

国民健康保険は、高齢者や低所得者が多く加入しており、また、被保険者の所得金額が伸び悩んでいることから、国保税額が所得に占める割合が上昇傾向にあります。

このような中、税率等の見直しを行った場合、被保険者の国保税負担がさらに高くなり、多くの被保険者世帯の生活への影響が心配されます。

そこで、被保険者の国保税負担状況を推し計りながら税率等の見直しを行うこととし、その状況によっては、前記(1)及び(2)の基準のほかに、新たな基準を設けることを検討事項とします。

2 一般会計からの借入金に係る基準

(1) 借入金は、単年度における収支不足を補う必要が生じた場合、一般会計から借り入れるものとし、無利子とする。

(2) 借入金の返還は、原則として、次のとおりとする。

- ① 地方債の「銀行等引受資金」に準拠し、返還期間は10年以内で、うち2年の据置期間を設けることとする。
- ② 元金均等返還とする。
- ③ ただし、市国保財政の都合により、これを繰上げて返還することができることとし、また、返還期間及び据置期間は、それぞれ3年の範囲内において期間の変更を可能とする。

3 補 則

この基準に定めるもののほか、一般会計からの基準外の繰入及び借入の施行に関し必要な事項は、別に定める。